庁内各局部課長各附属機関の長各地方機関の長

各都道府県警察の長

 原議保存期間
 1年(令和4年3月31日まで)

 有効期間
 二種(令和3年3月31日まで)

警察庁丁企画発第180号、丁給厚発第328号令 和 2 年 5 月 8 日警察庁長官官房企画課長警察庁長官官房給与厚生課長

感染拡大を予防するための取組の再点検について(通達)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための警察の取組については、これまでも、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止のための更なる取組について(通達)」(令和2年4月10日付け警察庁丙給厚発第10号ほか)をはじめ、警察活動の各般における留意事項が累次示達されてきたところであり、各都道府県警察においては、これらを受け、それぞれの実情を踏まえた具体的な取組が進められているところである。

先般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき期間の延長等について(通達)」(令和2年5月4日付け警察庁丙備二発第24号ほか)において示されたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたところであるが、これに先立って政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が取りまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)においては、発症前2日の者や無症候の者からの感染拡大の可能性が指摘されていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠であるとして、感染拡大を予防するため長期にわたって取り入れていくべき「新しい生活様式」の実践例が示されるとともに、今後、感染の予防と社会経済活動の両立を図っていくため、業種ごとに異なるサービスの内容に応じたリスク評価とそのリスクに応じた対策を検討することの必要性が指摘されている。

警察業務は、その性質上、施設の内外で不特定又は多数の者と接する機会も多く、また、犯罪の取締りをはじめとして、人との接触を避けたり、対人距離を確保することが困難な場面も数多く想定される。今後、長期にわたって新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための取組を継続していくに当たっては、警察活動のこうした特質を踏まえた上で、そのあらゆる場面について、使用される警察施設、車両、装備品、消耗品等を具体的に想定しつつ、警察職員と一般の方等との接触場面や動線を確認・点検し、

各場面ごとに想定されるリスクの評価を行った上で、そのリスクを解消し、又は少しで も低減するための対策を講じていく必要がある。

各位にあっては、前記「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)のほか、下記の着眼例も参考にしつつ、改めて各都道府県警察等における警察業務の状況を点検し、警察職員における感染拡大の予防はもとより、警察職員と接する一般の方等にも感染を拡大させないという観点も踏まえた業務の在り方を丁寧に検討し、創意工夫を凝らした具体的な取組を進められたい。

記

(着眼例)

- テーブル、カウンター、椅子、タッチパネル、展示物、共用の筆記具等、警察施設 等において不特定多数の者が触れる場所、物品等について、使用頻度に応じたこまめ な消毒を行う。また、設置しておく必要性の低い物品については、撤去・移動する。
- 書類、筆記具等の受渡しや、物品の授受等が必要な場面においては、受渡し等の際 にトレー等を活用する。また、受渡し等の前後における手指消毒を励行する。
- 執務室、会議室、休憩スペース、待合スペース等における座席の配置等を確認し、 警察職員同士、来訪者同士で対人距離を確保できるよう座席の間隔を空けるなどして 人が密集しないような配置とする。
- 窓口業務等において対面でのやり取りが必要な場面については、透明ビニールカー テン等により遮蔽物の設置や対人距離を確保するための措置を検討する。
- 執務室、会議室、休憩スペース、待合スペース等における換気の状況を確認し、常時又はこまめに換気を行う。施設の構造上、換気状況の改善に限界がある場合には、必要な機能の空気清浄機を設置するほか、施設の改装等により十分な換気が可能となるような措置も含めて検討する。
- 多数の者が集まる場合には、施設内への入場人数の制限や、行列を整理して間隔を 広げるなどの措置を講じる。

(添付資料)

別添:新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の 状況分析・提言」(2020年5月4日)(関係部分抜粋)

4. 今後の行動変容に関する具体的な提言

- (1) 感染拡大を予防する新しい生活様式について
 - 5月1日の提言では、感染の状況は地域において異なっているため、
 - ①感染の状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には、「徹底した行動変容の要請」が必要となる。
 - ②一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域(以下「新規感染者数が限定的となった地域」という。)であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある、と指摘した。
 - これまでの提言でも、感染拡大を食い止めるために徹底した「行動変容」の重要性を訴え、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施、「3つの密」を徹底的に避けること、「人との接触を8割減らす10のポイント」などの提案を重ねてきたところである。今回の提言では、5月1日の提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を「別添」のとおり、整理した。
 - 新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。
 - 新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要である。市民お一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考える。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 口人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 口遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 口会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- □外出時、屋内にいるときや会話をするときは、<u>症状がなくてもマスク</u>を着用
- □家に帰ったらまず<u>手や顔を洗う</u>。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 口<u>手洗いは30秒程度</u>かけて<u>水と石けんで丁寧に</u>洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- □感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 口帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 口発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- □地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- □まめに<u>手洗い・手指消毒</u> □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- □身体的距離の確保 □ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- □ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養















外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 口通販も利用
- □1人または少人数ですいた時間に
- □電子決済の利用
- □計画をたてて素早く済ます
- ロサンプルなど展示品への接触は控えめに
- ロレジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- □公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 口筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ロジョギングは少人数で
- 口すれ違うときは距離をとるマナー
- 口予約制を利用してゆったりと
- □狭い部屋での長居は無用
- □歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- □会話は控えめに
- □混んでいる時間帯は避けて
- 口徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 口持ち帰りや出前、デリバリーも
- □屋外空間で気持ちよく
- □大皿は避けて、料理は個々に
- □対面ではなく横並びで座ろう
- □料理に集中、おしゃべりは控えめに
- 口お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 口多人数での会食は避けて
- □発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ロテレワークやローテーション勤務 口時差通勤でゆったりと ロオフィスはひろびろと
- 口会議はオンライン 口名刺交換はオンライン 口対面での打合せは換気とマスク
- ※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(2)業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界 団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、 業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及 し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただく ことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方 や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適 宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な 対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を 受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。
 - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ 2 mを目安に) することのほか、以下のものが挙げられる。
 - 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他の 感冒様症状を呈している者の入場制限を含む)
 - 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
 - マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)

- 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- 施設の消毒

(症状のある方の入場制限)

- 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十 分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

(感染対策の例)

- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- 手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。(手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。)

(トイレ)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- 便器内は、通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(休憩スペース)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃 後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要 である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、 サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。
- ※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している 施設等においては、格段の留意が必要である。

5. 対策移行に向けた考え方について

- 緊急事態宣言に基づき、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、本 来、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 5 条の規定の趣旨を踏まえ、その制限 は必要最小限のものでなければならない。
- 各都道府県は、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくことが求められる。このため、社会的に重要な事業や活動ならびに感染リスクの低いところから、十分な感染対策を講じた上で、段階的に再開することを検討すべきである。
- この際、3月中旬から連体にかけて、警戒が一部緩んだことにより感染が拡大した と考えられていることや、社会経済の活動レベルが上がることに伴って人の接触が 増加することでの感染拡大の可能性を十分想定しておくことが求められる。
- まん延の状況は地域によって異なることを踏まえれば、本専門家会議では、地域ごとの感染状況の分析を行うとともに、感染の状況に応じた対応のあり方について、具体的な考え方を示していくこととする。
- 国及び都道府県においては、地域の新規感染者数等の推移や医療提供体制の状況 などについて一定期間ごとに評価を行うとともに、感染拡大が生じた場合等には再 び迅速な対応が行えるよう、あらかじめ準備しておく必要がある。

6. 終わりに

- これまでの多くの市民の皆様のご協力により、新規感染者数は減少傾向に転じる という一定の成果が現れはじめている。これまでのお一人おひとりのご協力に、 心より感謝申し上げたい。
- しかし、この感染症は、感染から届出まで2週間程度かかること、また平均在院期間が2~3週間程度であることから、しばらくは、新規感染者数の減少傾向を維持させることを通じて、今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある。併せて、医療提供体制については、行政・医療機関がそれぞれ必要な対応に努めていかなければならない。このため、首都圏では引き続き体制強化を進めるとともに、未だ流行していない地域であっても、早急に体制整備を進めることが重要であり、政府にこれを提言した。
- 一方、必要以上の市民生活への犠牲を強いることのないようにしていくことも 重要であり、本専門家会議では、適宜、その時点の状況分析を行うとともに、その 結果に基づいて、必要な提言を政府に対して行っていくものとする。
- また、対策が長期化する中で、まん延防止を第一としつつ、社会経済活動との 両立を図ることが課題となるため、政府においては、長期的な対策の継続が市民 生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべきで ある。